

神奈川県
地域資源活用価値創出推進計画

神奈川県環境農政局農水産部農政課

令和7年12月

本計画は、本県農業及び水産業の施策の方向などを定めた「かながわ農業活性化指針」及び「かながわ水産業活性化指針」等に位置付けられている「6次産業化の推進」について、取組方針や成果目標等を定めるものです。

なお、本計画は、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（3農振第2921号令和4年4月1日農林水産省農村振興局長通知）に基づき、県が定める「都道府県戦略」として位置付けるものです。

※「地域資源活用価値創出」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組をいい、6次産業化の取組もその一つです。

1 現状と課題

本県の農林水産業は、高齢化による担い手の減少や農林水産物価格の低迷、耕作放棄地の増加、水産資源の減少などの課題があり、厳しい状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会の大きな変化の中にあり、働き方や価値観が多様化しています。このような中、地域資源に付加価値をつける6次産業化等の取組は、重要となっています。

6次産業化については、農林水産業者が自らの生産物の有効活用を目的に、漬物やジャムなどの農産加工品、ハムやソーセージ、アイスクリーム類などの畜産加工品、シラスや干物などの水産加工品の製造や販売など従来から様々な取組が行われています。本県では、平成25年度から神奈川県6次産業化サポートセンター、6次産業化等連絡協議会を設置し、農林水産業者の6次産業化の取組を支援してきました。

さらに、農林水産業者が商工業者や他の農林水産業者と連携した商品開発、福祉事業所への加工作業の委託、地域特産品を多く扱う店舗と連携した販売など、多様な事業者と連携する取組も見られるようになりました。

しかしながら、農林水産業者が安定して6次産業化事業に取り組んでいくためには、原材料や労働力を確保し、加工技術の習得や消費者ニーズを捉えた商品を開発するなどの課題があります。また、6次産業化にとどまらず地域資源活用価値創出の取組に発展させるためには、多様な事業者とのマッチング機会の創出や事業をコーディネートする人材を確保する必要があります。

2 目標年度

本計画は、目標年度を令和9年度とします。

3 取組方針

(1) 目的

6次産業化の取組に加え、農林水産業の魅力を伝える「食」や「サービス」の提供、食品関連事業者など多様な事業者との連携による地域資源の活用により、農林水産物に付加価値をつける地域資源活用価値創出の取組を推進することで、農林水産業者の経営安定や所得向上及び地域の活性化を図ります。

(2) 育成する事業体の目指す姿

目的を達成するために育成する事業体の目指す姿は、次のとおりとします。

- ア 経営体として安定した経営基盤を持ち、地域資源活用価値創出を持続可能な取組として、経営の一部門と明確に位置付けている。
- イ 自らの又は地域で生産された農林水産物の魅力を活かし、消費者や実需者など取引先のニーズに合った商品やサービス事業（以下「商品等」とする。）を開発・生産・実施している。
- ウ 地域の多様な事業者と積極的に連携し、収益向上を実現している。

(3) 施策の方向

地域資源活用価値創出に取り組む事業者が、目指す姿を実現するため、県は次の取組を推進します。

- ア 商品等の企画・開発に必要な知識・技術を備え、経営安定や所得向上及び地域の活性化に資する人材の育成
- イ 新たな事業に取り組むための具体的な計画の作成支援や関係機関との調整
- ウ 商品等の開発に必要な加工施設等に必要な資金の活用
- エ 食品関連事業者（加工委託事業者）など多様な事業者との地域ぐるみの取組
- オ 商品等の販路開拓・拡大
- カ 福祉事業所と連携する場合の生産者側の受入れ体制の整備
- キ 農家民宿・漁家民宿や飲食事業など、地域で食材供給や観光コンテンツの開発が必要な場合の体制整備

(4) 基本的な考え方

農林水産業や地域の魅力を掘り起し、提供する商品等の開発に反映させるため、次の視点で検討します。

- ア 経営規模によらず、自らが生産する農林水産物の特徴を生かす。
- イ 消費者が身近にいることや、大消費地が近いことを生かす。
- ウ 女性の視点を生かして、消費者や利用者のニーズを反映させる。
- エ 継続的に生産・販売や提供できる体制をつくる。
- オ 地域の多様な業種と連携・協力して地域資源を活用する仕組みや販路開拓・拡大を促進する。

カ 農林水産業者と食品関連事業者や福祉事業所などの多様な事業者とのマッチングの機会を創出し、安定した生産体制をつくる。

キ 市町村、農林水産関係団体及び商工関係団体等がそれぞれの役割を明確にして地域資源を活用する。

(5) 活用する農林水産物等

地域の特性を生かして地域資源活用価値創出に取り組む上で活用する農林水産物や、開発する商品等の種類、販路の開拓・拡大は次のとおりとします。

ア 活用する農林水産物

地域ブランドとしての魅力や新たな価値を創出する農林水産物を活用します。

(ア) 地域内（市町村やある一定地域内）で、産地として生産している又は産地化をめざす農林水産物

- ・野菜の指定産地となっているダイコンやキャベツなど
- ・生産団地等で生産しているトマトや振興計画を策定し、生産しているカンキツ類、茶など

(イ) 地域特産品など特色ある農林水産物

- ・地域で古くから生産している津久井在来大豆、特産品として生産している多摩川梨、小田原の梅、やまゆりポークなど
- ・相模湾沿岸で水揚げされる湘南しらす など

(ウ) 県が育成した農林水産物（品種など）

- ・いちご「かなこまち」など
- ・鶏肉「かながわ鶏」など

(エ) 未利用の農林水産物や副産物

- ・摘果した果実類（ミカン、レモンなど）
- ・規格外の農林水産物
- ・稲わらなどの副産物

イ 開発する商品等の種類

商品を開発する事業者の独自性や採算性を考慮します。

(ア) 原材料の特徴を生かした商品等

- ・品種を限定することで、特徴ある味わいに仕上げた果実のジャムなど

(イ) 消費者や実需者のニーズを捉えた特色のある商品等

- ・手軽に利用できるピューレなど
- ・農林水産物の収穫や加工体験などのサービス事業

(ウ) 地域性を生かした商品等

- ・中山間地や棚田などの景観を楽しみながら収穫体験ができるサービス事業
- ・畑や漁港などで農林水産業者から生産の様子を聞きながら巡る事業

ウ 販路の開拓・拡大

消費者や実需者のニーズに対応できるように、次の視点で検討します。

- (ア) 農林水産物直売所の活用
- (イ) 地域商品を扱う地元量販店等での販売
- (ウ) 地産地消を推進する飲食店などの需要への対応
- (エ) 地域特産物としての販売
- (オ) インターネットを活用した情報発信や販売
- (カ) 食育や体験学習との連携

4 成果目標

地域資源活用価値創出の推進に係る成果目標として、農林水産業者が生産した加工品の年間販売額に、収穫や食体験等のサービス事業などの年間販売額を加えた「農林水産業者が生産・販売した加工品等の年間総販売金額」及び「県の支援により商品化した商品数」を設定しました。

目標項目	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
農林水産業者が生産・販売した加工品等の年間総販売金額 農業経営体による農産加工品、観光農園、農家民宿、農家レストラン、水産経営体等による水産加工品、漁家民宿、漁家レストランの販売額の合計額 ※国の6次産業化総合調査による	年間総販売金額 6,158 百万円 ※令和2年度調査結果	年間総販売金額 6,472 百万円
県の支援により商品化した商品数 (サービス事業を含む)	年間 24 商品	年間 25 商品

5 地域資源活用価値創出の支援策

(1) 人材の育成

地域資源活用価値創出に必要な知見を習得する講義と実践的な経験を得る実習を行う研修会を開催します。

ア 講義

- ・マーケティングや収益管理、HACCP等の品質管理、食品衛生、商品開発、ブランド化、販売戦略などの基礎知識の習得

- ・食品関連事業者や福祉事業者などの多様な事業者と連携した事例の研究や、インターネット・SNSを活用した情報発信の手法など地域資源の活用に必要な知識の習得

イ 実習

- ・加工技術やマーケティング調査、模擬商談会及びデジタル技術を活用した情報発信など実践的な経験の習得

ウ その他

- ・地域の状況に即したものについては、必要に応じて、県の農林水産部門の技術指導部所でも開催

(2) 相談・支援窓口の設置

神奈川県地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置して、次のとおり支援します。

ア 事業計画の具体化に向けて、初期段階から相談を受けます。

イ 地域資源活用価値創出の取組により、経営改善を図る農林水産業者等を支援対象者として選定し、専門家を派遣して、事業の計画の作成や商品等の開発、サービス事業の開発、既存商品等の改善、販路開拓、情報発信による顧客確保等を支援します。

ウ 事業の実施にあたっては、市町村と県関係機関で情報を共有しながら、連携して支援します。

エ 県の農林水産部門の技術指導部所と連携し、原材料の生産技術支援や農産加工技術に関する支援、フォローアップを実施します。

(3) 商品開発等に必要な資金の活用

地域資源活用価値創出の取組に必要な加工・販売施設の整備、商品等の開発及び販路の開拓などに必要な資金について、市町村と連携し、国の農山漁村振興交付金等を活用します。

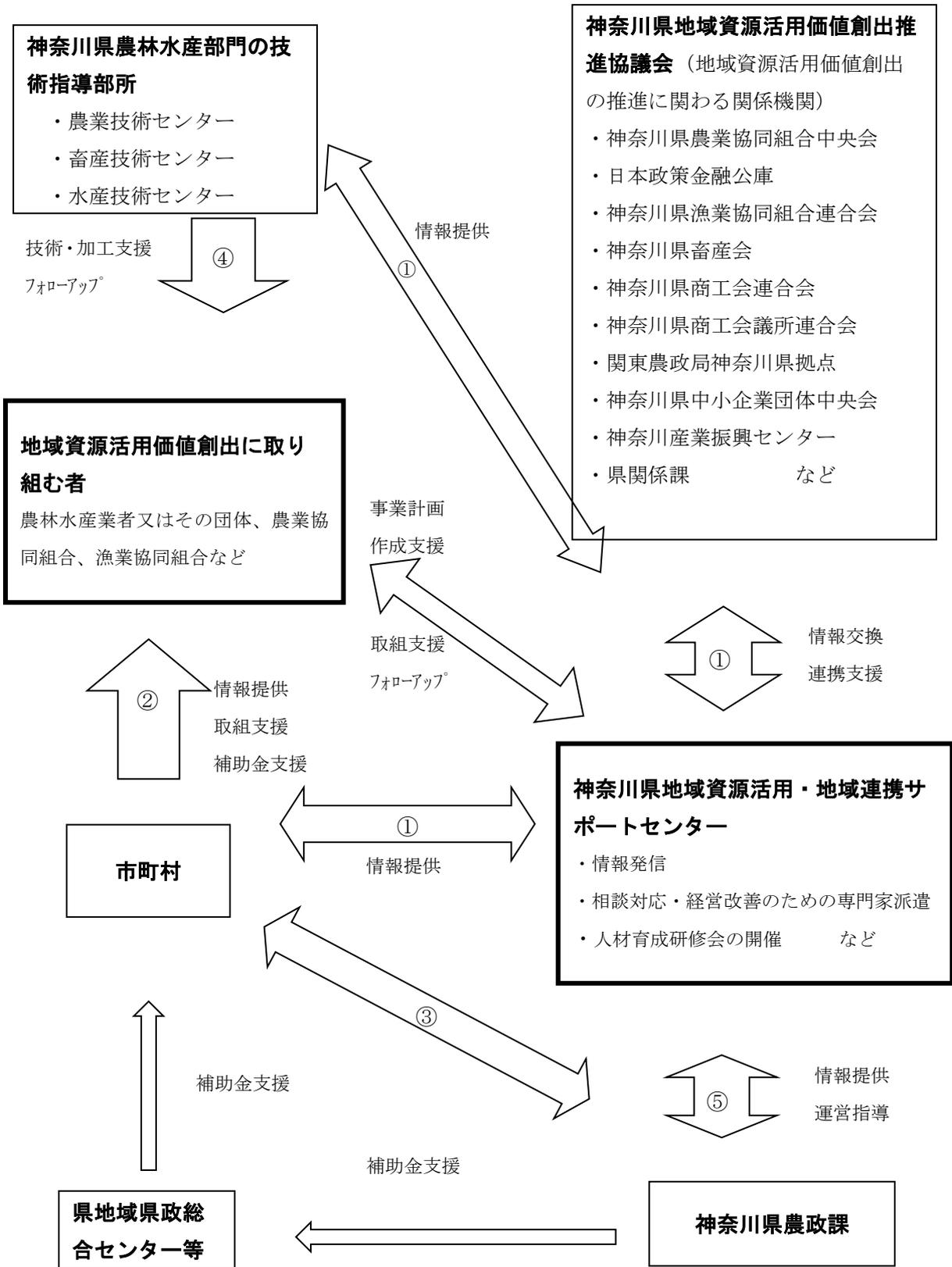
(4) 販路開拓・拡大に向けた支援

地元量販店や飲食店など、加工生産を行う農林水産業者とのマッチングを図るため、マッチング商談会の開催など販路開拓・拡大の機会を提供します。また、販路開拓・拡大に必要な知識・技術については、人材育成研修会により、習得を図ります。

(5) 多様な事業者との連携に向けた支援

農林水産事業者が必要とする地域資源の調達や加工技術、流通など多様な事業者との連携について、市町村や関係機関と情報共有を図り支援します。

<地域資源活用価値創出の推進支援体制>



<関係機関の役割>

	取組内容
神奈川県農業協同組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内農協へ県事業等の情報提供 ・ サポートセンターとの情報交換・連携支援 (①)
神奈川県漁業協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内漁協へ県事業等の情報提供 ・ サポートセンターとの情報交換・連携支援 (①)
神奈川県畜産会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内組合等へ県事業等の情報提供 ・ サポートセンターとの情報交換・連携支援 (①)
日本政策金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポートセンターとの情報提供と連携支援(①) ・ 農林水産業者等が資金確保に利用できる融資に関する情報提供
神奈川県中小企業団体中央会 神奈川産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工連携事業に関する状況把握と事業推進支援 ・ 加工委託先となる食品関係事業者などの情報提供やマッチング支援 ・ 農林水産業者等との連携を希望する事業者の把握や情報提供 ・ サポートセンターとの情報提供と連携支援(①)
神奈川県商工会連合会 神奈川県商工会議所連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工連携事業に関する状況把握と事業推進支援 ・ 加工委託先となる食品関係事業者などの情報提供やマッチング支援 ・ 農林水産業者との連携を希望する事業者の把握や情報提供 ・ サポートセンターとの情報提供と連携支援(①)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村内における取組の推進（市町村における戦略の策定等） ・ 地域ぐるみで特色のある取組の支援 ・ サポートセンターとの情報提供と連携支援(①) ・ 当該事業に取り組む者への情報提供、取組支援及び補助金支援(②) ・ 県との情報交換 (③)
関東農政局 神奈川県拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポートセンターとの情報交換と連携支援(①) ・ 総合化事業計画申請支援 ・ 認定事業者の状況把握とフォローアップ ・ 関連施策、事業、制度の情報提供
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県農林水産部門の技術指導部所が行う6次産業化等に取り組む者への生産や加工の技術支援に関する情報共有

	<ul style="list-style-type: none">・人材育成研修の実施・サポートセンターの開設・運営指導、相談や支援状況に関する情報共有や個別支援者に対する支援方針の検討・決定 (⑤)・人材育成研修受講者やサポートセンターへの相談や支援状況について、県農林水産部門の技術指導部所への情報提供 (④)・市町村への情報提供と補助金支援 (③)・県庁関係各課との連絡調整
--	---